

「経済学」未履修の中学校社会科教諭に対する危惧

森田 英樹
(2003年12月3日受理)

The Apprehension for the Teacher of Social Studies at the Junior High School on No Learning “Economics”

Hideki MORITA

Abstract. The first purpose of this paper makes a proposal to revise Kyoiku-syokuin menkyohou shikoukisoku to necessary condition to learn “economics” to issue teachers’ license of junior high school. The second purpose makes a proposal to necessitate that the teachers who have not learned “economics” exercise the teachers’ in-service training.

1. はじめに

本稿の第一の目的は、教育職員免許法施行規則の第一章第三条に法定された中学校教諭の普通免許状の「社会」の授与を受ける場合の第二欄に法定されている「教科に関する科目」の設定の仕方の問題点を指摘することである。第二の目的は、筆者が指摘する問題点をはらむこの制度の下で、既に「中学校社会」の教員免許状を取得し、現在、中学校の教壇にて「社会科」の授業を担当している現職教員に対して、如何なる対策・政策を執るべきなのかを提言することである。

筆者が考える問題点について具体的に論ずる前に、最初に、本稿における筆者の立場を述べておくことにする。本稿は、教育実践に関する論文であり、このジャンルの論文の大半は、教育学(教育原理)・教科教育学そのものを専門とする研究者・教育者が、おそらくは、教育学・教科教育学の理論・方法に基づき執筆されてきているものと思われる。それに対して、筆者は、中学校と高等学校の社会科の専修免許状を取得し、短期間ではあるが、高等学校の教壇に立つ経験を持ち、そして、現在、(事実上、教員養成を目的とする)教育学部に所属しているが、筆者自身が免許状を取得するプロセス以外に、専門的に教育学・教科教育

学を学んだことはない。にもかかわらず、筆者が、教育実践に関する本稿を執筆する理由は、教科専門の立場、その中でも、筆者が専門とする「経済学」の立場から見ると、現行の教育職員免許法施行規則の第一章第三条に法定された中学校教諭の普通免許状の「社会」の第二欄に法定されている「教科に関する科目」の設定の仕方があまりにも理不尽であると筆者は考えているからである。

また、現行の教育職員免許法施行規則を批判するに際しては、その歴史的経緯・変遷やその教育学的・法律学的理論体系などを斟酌した上で、批判しなければならぬ面もあるが、筆者は、現実の問題としてこの制度のままでは、何と云っても中学生に学問的次元において害を与える可能性が高い教師が輩出され続けていることを深く危惧して本稿を執筆している。

筆者は、本稿を論ずるに際して、教員免許状取得に際しての科目を以下のように分類と位置付けを行った上で、本論を述べていくこととする。第一類は、教育学(教育原理)・教育心理学など学校教育全般にかかわる事象を対象とする科目。第二類は、教科毎に、「その教科の本質は何か」「その教科をどのように教えるのか」という教育実践的な色合いが濃いと言えるであろう教科教育学。そして、第三類が、各教科の具体的な知識のもと

となる教科専門科目である。

第一類から第三類まで、学校において幅広く教員として活動していくためには、どれも甲乙の別なく、必須の科目であることは、筆者も認識している。学校には、管理・運営を始め、特に昨今は、学校にさまざまなことが要求されてきている時代であり、筆者の主張は、理想論と受け取られる可能性もあるが、筆者は、学校は教育の場であり、その教育の中心は授業であり、その授業の根幹は、学問的知識・技能の伝授であると考えている。「教育」は、「サービス業」に分類されている。教師は、無償ではなく、有給で教育活動を行っており、公立の義務教育においても、授業料は、税金で賄われている。このことを経済学的に解釈すると、教育サービスの買い手である児童・生徒は、「自ら独学で新たな知見を得る」代わりに、「既に知識を習得している人から、正しく、わかりやすく教えてもらう」ために、学校に学びに来ていると言える。よって、「教育サービス」の売り手である教師にとって、最も大切なことは、各教科の豊富な知識であると筆者は確信している。もちろん、長期的な視野で、人間としての成長過程も考慮に入れ、更に、如何にわかりやすく、且つ、身につくように教えるのかということも重要であるが、何よりも、教科についての体系的で正確で豊富な専門知識がないことには、いくら第一類・第二類を習得しても、良質な授業が成り立たず、「教育サービス」が行われたことにはならないであろう。

よって、本稿では、第三類とした教科専門科目の充実こそが、良質な教師を育成し、「教育サービス」の根幹といえる良質な授業により、次世代の者に、正しく豊富な学問的知識・技能を伝授できるという立場から、論じていくこととする。

II. 中学校「社会科」の学問的構成

中学校には「社会(科)」という科目は存在するが、「数学(科)」には、「数学Ⅰ」という具合に、教科名とタイトル名が一致している教科書があるのとは異なり、「社会(科)」には、「社会」という名の教科書はなく、学問分野別に「地理」「歴史」「公民」の3冊に分かれている。

3分野の各々の基盤となる学問分野を対応させ

ると、「地理」は「地理学」、「歴史」は「歴史学(考古学も含む)」と1分野1学問(ディシプリン)なのに対して、「公民」は、後述する現行の「中学校公民分野」の教科書におけるページ数の配分から鑑みると圧倒的に軸は「経済学」「法律学」「政治学」の社会科学であり、若干、「倫理学」「社会学」の人文科学系科目の対象領域と思える箇所があるかなという具合である。このように、「公民分野」だけが、独自の学問ディシプリンを有する3～5学問の半ば寄せ集めにより構成されている。

また、「公民」と「歴史」・「地理」の関係だが、現行の清水書院発行「新中学校 公民」の「学習の始めに」の中に

「公民」という教科の学習は、「地理」や「歴史」の学習をふまえて、現代の社会の現実を知ることを目的としています。

と記されているが、筆者には、異論がある。筆者は、むしろ、「歴史」は、過去の経済現象、政治活動、法律、人々の思想・倫理観、社会関係を明らかにしているものと言え、「地理」は、空間概念を取り入れて、経済学や政治学などとは別の切り口で、経済現象や政治活動、社会関係などを明らかにしている面が多いと考えている。よって、「公民」で取り上げる経済・政治・法律・倫理・社会が、「歴史」「地理」を構成する要素の基礎となっていると位置付けている。理科に例えれば、「公民」こそが、「物理」に相当すると認識している。更に、「公民」の内部においては、古今東西、人間の生活活動は、経済活動そのものと言え、経済が成り立たなければ社会が成り立たないという状況からも鑑み、その経済活動を分析する「経済学」こそが、「社会科」が対象とする全事象の基礎、自然科学に例えればクオークのような存在であると認識している。

以上のように、「中学校社会科」における「公民分野」の位置付け、更にその中での「経済学」の位置の重要性を踏まえて、本稿を展開していくこととする。

III. 教育職員免許法施行規則における「経済学」の位置付け

教育職員免許法施行規則の第一章第三条に法定された中学校教諭の普通免許状の「社会」の授与を受ける場合の第二欄に法定されている「教科に関する科目」、ならびに、第三欄に法定されている最低修得単位数をⅡでみた教科書と対応させてみることにする。

第一に、「日本史及び外国史」とあり、六単位が求められている。これは、「歴史」に対応している。高等学校の「地理歴史科」においては、「日本史」と「世界史」に科目が細分化されていることからわかるように、本格的に外国史の学習が始まる中学校社会科「歴史」においても、教員免許状取得志望者には、「日本史」と「外国史」の双方の学習が課せられている。「外国史」の内訳には、法定はないが、昨今の大学の多くが Semester 制を取り、専門課程の1科目の単位数が2単位であるということを含めると大学側の指導により、歴史学を構成する代表的な三大領域である「日本史」「東洋史」「西洋史」を各々1科目ずつ履修させることが可能である。

第二に、「地理学(地誌を含む。)」とあり、六単位が求められている。これは、「地理」に対応している。「地誌を含む」という以外には法定はないが、「地理」についても、「歴史」同様に、大学側の指導により、高等学校の地理歴史科に対応する形で、地理学を構成する代表的な三大領域である「人文地理学」「自然地理学」「地誌」を各々1科目ずつ履修させることが可能であろう。

第三以降が、事実上、「公民」に対応する事項であり、これこそが教育職員免許法施行規則の汚点と言っても過言ではない問題点であると筆者は考えている。まず、概観すると「法律学、政治学」二単位、「社会学、経済学」二単位、ならびに、「哲学、倫理学、宗教学」四単位となっている。前述の「歴史」「地理」と比較してみると「歴史」については、歴史学という1学問ディシプリンの対象地域の相違にもかかわらず、「日本史」と「外国史」の双方を履修することを課している。「地理」についても、法定上は、「地誌を含む」に留まっているが、地理学だけで六単位ということを含めると系統地理学(人文地理学・自然地理学)と

地誌(学)という方法論の相違に基づく2大領域の双方の履修を課しているに等しい状況と言えよう。

このように、一分野に1学問ディシプリンが対応している「歴史」「地理」については、各学問の中の代表的な領域についても、各々履修させているのに対して、前述したように中学校の段階でも3~5学問ディシプリンから構成されている「公民」分野に対しては、対照的な法定となっている。具体的に見ていくと、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」ともに二単位と法定されている。この事は、前者については、「法律学」、ないしは、「政治学」のいずれか1科目二単位を履修すればよい、後者についても、「社会学」、ないしは、「経済学」のいずれか1科目二単位を履修すればよいことを示している。もちろん、この第三欄に法定されているこの二単位は、最低修得単位数であるので、個々の教員免許状取得志望者の履修行動や大学側の指導により、「法律学」と「政治学」、ならびに、「社会学」と「経済学」、更に、「哲学」と「倫理学」「宗教学」の全てを履修した上で、中学校社会の教員免許状を授与されている教師もいるであろう。その反面、制度上は、例えば、「経済学」を全く学ばずに中学校社会の教員免許状を授与され、中学校において「公民」の経済に関する箇所を教授することが可能であり、おそらくは、実際にそのような事態が起こっているであろう。この事は、特に経済学を学んできたものからすると大変由々しき事態である。

「法律学」と「政治学」は、各々独自のディシプリンを持つ別の学問である。日本の大学においては、概して「政治学」は、法学部に設置されているが、専門課程に進むと「法律学」専攻(学科)と「政治学」専攻(学科)とでは、全く別の学部にいるのと同じ状態であることから、両者が別の学問であることが窺えよう。ただ、「出来上がりつつある法律が政治」「出来上がった政治が法律」ということが言われるように、全体的にみれば、「法律学」と「政治学」は結びつきが強いと言える面もある。

「哲学」「倫理学」「宗教学」の関係であるが、まず、「倫理学」は、「哲学」の一応用領域であるので、どちらか1科目ということも可能であるとも言えるが、「宗教学」は、哲学的側面と社会学

的側面もあるため、教員免許状取得志望者には、この領域(組み合わせ)で四単位を求めるのであるならば、「哲学」、ないしは、「倫理学」、及び「宗教学」と法定するべきであろう。

最後に、最大の問題である「社会学」と「経済学」の組み合わせである。まず、筆者の専門の「経済学」は、有限な資源をいかに効率よく配分するのかということの解明する事を追求している学問であり、その分析対象の中心・基盤は、「市場」を介してなされる財の売買、ならびに、「市場」を介さずになされる政府の経済活動を財の量・価格を主要なメルクマールとして分析していく学問なのである。

それに対して「社会学」は、人間の共同生活空間としての社会における行為・規範などの法則性を追求していく学問であると言える。この事を踏まえて、分析対象・領域という視点から、「社会学」と「経済学」「法律学」「政治学」を比較することにする。「経済学」の場合は、価格や財の量をメルクマールとした「市場」における財の売買と市場を介さない財の分配、「政治学」の場合は、立法に至る利害調整・合意形成のプロセス、「法律学」の場合は、法律の解釈や運用という具合に、各学問が固有の対象とする現象・事物が明確であると言える。「経済学」「法律学」「政治学」には、分析対象にコアがあるのに対して、「社会学」には、社会学でなければ分析できない固有の領域が明瞭な形で存在するとは言いがたい。少なくとも、「経済学」「法律学」「政治学」に比べると差は歴然としていると思われる。「社会学」を代表的な(古典的な)分析対象により分類すると、「経済社会学」「法社会学」「政治社会学」「教育社会学」「都市社会学」「農村社会学」「家族社会学」「宗教社会学」「医療社会学」……などという具合になり、この事から窺えることは、「社会学」は、人間が生活・活動するさまざまな現象(経済・法・政治・教育など)や空間(都市・農村・家族など)が交錯する社会を分析対象としていることが窺える。人間の共同生活空間を織り成すさまざまな現象や空間を階級・官僚制・支配-従属・組織・集団・ジェンダーなどの視点・側面から「社会学」は、分析しているものと言える。とどのつまり、「社会学」は、人間集団の活動である経済現象や政治活動などを「経済学」や「政治学」などとは異

なった視点・分析方法で解明している学問であると言える。

社会は、多様な現象・集団によって成立しているが、学問として科学的に分析し、法則性を明らかにしていくためには、分析対象とする事象のコアとなる部分を取り出し、それを軸にモデルを構築していくため、分析対象から捨象される事象も多く、分析視点もある程度は、単眼的にならざるを得ない。よって、社会の全体像に少しでも科学的に迫っていくためには、別の視点・方法による分析は多いに必要であり、各学問同士の方法的な整合性は別の次元の問題として、同じ社会現象を他の視点・方法で分析した場合、何がどのように明らかになるのかということの研究者はもちろんのこと、教員免許状取得志望者も多いに学ぶ必要がある。経済現象についても、「経済学」よりも後発の「社会学」の出現により、既存の経済理論では未解明な経済現象に科学的な分析のメスが入れられてきている。

以上のような視点から「社会学」と「経済学」「法律学」「政治学」を比較すると「社会学」は、分析対象のコアという面においては、先発の3学問に比べ、明瞭制に欠く面が否めないが、後発である分、先発の学問が科学的な光を当てなかった側面に光を当て続けて、今もその分析対象もますます拡大しているという面において、独自のディシプリンを有する重要な学問であり、中学校社会の教員免許状の取得を志す者にとって、「社会学」を学ぶことは必須であると言えよう。

しかし、「社会学」が、経済現象をも独自の視点・方法から、その分析対象としていることを以って、中学校社会の教員免許状取得に際して、「経済学」との代替性を持たせることは、誤っていると言っても過言ではない。

約一世紀前、「社会学」が独自のディシプリンを有する学問として産声を上げ、台頭して来たときに、既存の学問の中で、そのアイデンティティーを一番脅かされたのは、「政治学」であったことが知られている。そして、現在でも、「社会学」は、階層、権力、世論、マスコミュニケーションなど政治的要素が強い社会現象を主要な対象としていることもあり、日本の大学の法学部の政治学専攻(学科)の中には、「社会学」が必須科目として設置されているところもあり、専門課程に「社

会学」のスタッフを有している学部も見られる。それに対して、経済学部には、稀に産業社会学などの科目を設置している学部も見られるが、「政治学」と「社会学」の緊密性・隣接度から比べれば、概して「経済学」と「社会学」とは無縁に近い状態であると言える。

「社会学」は、さまざまな社会現象・活動・空間が混在する人間の共同生活空間を分析対象とする学問であり、前述したように、確かに「社会学」も、「経済社会学」などの部門において、経済現象を分析し、「経済学」が光を当てられなかった経済現象を明らかにするなど、経済現象についてもその守備範囲としているが、プロパーとして経済現象を分析しているのではなく、諸現象が混在する社会のある側面を明らかにすると立場から分析されているものと言えよう。よって、「社会学」全体の中で、経済現象なり、「経済社会学」はコアではなく、分析対象の one of them に過ぎないのである。よって、中学校社会の教員免許状の取得志望者が「社会学」の入門や概説科目を履修した場合でも、経済現象についての分析については、全く学ばない可能性が高いのである。

経済現象は、日常生活・社会活動の最も基本となる避けては通れないものであり、誰もが否応なしにその活動・現象の一端を担っているものだけに、その基本的な仕組み・制度を正確に理解することは、教師はもちろん、生徒にとっても不可欠なことであろう。その経済現象の分析をプロパーとする「経済学」を「社会学」との代替科目と法定し、「経済学」を全く学ぶことなくして、「社会学」の履修をもって、経済現象についての科学的な基礎知識を習得したと見なすなどという現行の制度は、まさに百害あって一利なしと断言できよう。

特に「経済学」は、社会科科目の中で、唯一、ノーベル賞が設置されている学問でもあり、更に、「社会科学の女王」とも称されることがあるように、理論体系も、数学的記述と計量分析によって実証された人文社会科学系の中では、最も精緻化された学問である。その「経済学」を履修し、単位取得することなしに、中学校社会の教員免許状の取得が可能となり、「経済学」の未履修者が、教壇に立ち、教育サービスの買い手である生徒に、経済について教授することは、無免許・無資格と同等であると言える。

教育職員免許法施行規則に法定されている中学校社会の事実上の公民分野の、特に社会科学系科目についての規定は、おそらくは、「法政」と「経済社会」というイメージから、4学問を2つに組み合わせたものと想像される。だが、これまで力説してきたように、この4学問は全く別の独自のディシプリンを持つ、他の学問を以って、そのコアとなる現象の解明を代替することができないのである。それでも、百歩譲って、「法律学」と「政治学」の組み合わせに関しては、前述したように、「出来上がりつつある法律が政治」「出来上がった政治が法律」と言われるように現象の親密度が高く、更に、いわゆる一般教養科目において「法学（憲法を含む）」を必須科目として履修していることを前提とすれば、現行の中学校の「公民」の教科書の法律・政治分野の構成や記載内容から鑑みると一科目のみの履修であっても、無免許・無資格状態とは言い切れない面もある。

しかし、「経済学」と「社会学」の組み合わせに関しては、両者ともに全く代替性がない。「経済学」の立場からすると、「社会学」の知識を全く有することなくして十分な研究ができる領域が大半であると言える。逆に「社会学」においても、「経済学」を全く知ることなくして十分な研究ができる分野が大半であろうし、更に、「経済社会学」と言えども、経済学と異なる視点・方法に基づいて分析を行っているのであるから、経済理論など「経済学」の知識を有しているとは限らないのである。

以上のことより、「経済学」と「社会学」を代替のセットとし、特に、後述する現行の教科書の記載内容から鑑みて、「経済学」を全く学ぶことなくして、中学校社会の教員免許状が授与される現行の教育職員免許法施行規則は、大問題なのである。

ここで、比較のため、他の科目についての教育職員免許法施行規則の第二欄について概観することとする。他教科について、筆者も未知の領域であるために深入りはできないが、社会の公民系のように全く異なる学問を組み合わせ、未履修でも免許状を取得できる教科は、管見のところ見受けられない。直感的にイメージしやすい教科でみると、第一に「理科」の場合、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」とともに実験を含め、4領域全て同単

位数の取得が最低限課せられている。第二に「数学」の場合、「代数学」、「幾何学」、「解析学」、「確率論・統計学」、「コンピュータ」の5領域について、領域により単位数は異なるが、5領域全ての履修を課している。第三に「美術」の場合、「絵画」、「彫刻」、「デザイン」、「工芸」、「美術理論及び美術史」と数学同様に領域により単位数は異なるが、5領域全ての履修を課している。詳細については、専門家でなければ言及できないが、教育職員免許法施行規則第三条を見る限り、他のどの科目も、コアとなる3～6領域の各々の科目を、代替性を持たせずに履修を課している。

このように、全教科の中で、社会の公民系分野だけが、全く異なる独自のディシプリンを持つ学問を組み合わせ、代替性を持たせて履修させているという明らかに異常な状態にあるのである。

IV. 現行の中学校公民の教科書の内容と「経済学」必須の必要性

Ⅲまでは、教育職員免許法施行規則や学問論から論じてきたが、Ⅳでは、現行の中学校「公民」の教科書の記載内容を概観することにより、「経済学」必須の必要性について論じていくこととする。

筆者が入手した7社から出版されている中学校公民の教科書を見ると各教科書共に、内部は、4部構成されていると言える。順序は、教科書毎に若干の相違が見られるが、以下のように分類できる。

- ① 現代社会の概観とそこでの個人(私)の位置づけ
- ② 政治・法律領域
- ③ 経済領域
- ④ 国際関係
(政治・法律・経済の各領域から構成)

以上の①～④に、どの学問が対応するのかを当てはめてみると、

- ① 個人(私)の位置づけの箇所
……「社会学」「倫理学」
- ② 「政治学」「法律学」「法学(日本国憲法を含む)」

- ③ 「経済学」(一部に「法律学」的要素も有り)
- ④ 「政治学」「法律学」「経済学」(一部に「社会学」「地理学」的要素も有り)

という具合である。

尚、④であるが、どの教科書も、内部は2部構成(帝国書院のみ3部構成)になっている。そのうちの第1章は、国際政治(国際法も含む)に充てられている。第2章において、人類全体の問題として、経済格差・人口問題・資源問題など経済現象を軸として、地理学、社会学的要素も含む現象について記述されている。よって、④の第1章については、②に分類すべかだという意見もあるかもしれないが、「国際関係論」は、独自の学問ディシプリンを有する領域として認知されていること、ならびに、国際政治という枠で、利害調整が必要となる大きな要因の1つが、貿易をはじめとする経済問題であることなどから鑑み、筆者は、②には分類せず、④として独立させた。

続いて、教科書毎に①～④の各々にどれだけのページ数が配分されているのかを表にまとめてみることにする。

①～④の各々に配分されたページ数の平均を見ると、②の「政治・法律」領域が63ページと中学校公民の教科書の中で、一番の大きなウェイトを占めている。②は、「政治学」と「法律学」・「法学(日本国憲法を含む)」という2つの学問領域に対応している。更に、中学校公民の教科書の②の部分について、具体的に見ると、事実上、日本国憲法の規定を順次展開していくという具合である。ただし、法学部法律学科の「憲法」の講義内容とは異なり、条文の解釈に徹するというものではなく、②に相当する部・章のタイトルが、「私たちの生活と政治」(清水書院)、「わたしたちの暮らしと民主政治」(教育出版)、「私たちの民主政治」(帝国書院)などのように、大半の教科書は、政治、特に民主政治の基本原則(人権・平和主義・三権分立・地方自治など)として、日本国憲法を順次展開しているのである。そのプロセスにおいて、各種の訴訟、労働関係、相続など、民法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法・労働法など個別の法律の内容に触れていく構成となっている。このように、②は、「日本国憲法」を軸に、

| | ① | ② | ③ | ④ |
|--------|----------------|------------------|--------------|-------------|
| 清水書院 | 序章 23頁 | 第1編 64頁 | 第2編 54頁 | 第3編 19頁 |
| 東京書籍 | 第2章1 5頁 | 2章2.3と第3章 64頁 | 第4章 30頁 | 第5章 29頁 |
| 帝国書院 | 第1部の第2章 12頁 | 第3部 62頁 | 第2部 58頁 | 第4部 20頁 |
| 日本書籍 | 第1章2 13頁 | 第3章 46頁 | 第2章 46頁 | 第4章 31頁 |
| 大阪書籍 | 現代社会の第2章 8頁 | 政治 72頁 | 経済 54頁 | 国際社会 20頁 |
| 教育出版 | 第1章第2節 14頁 | 第2章 72頁 | 第3章 48頁 | 第4章 27頁 |
| 日本文教出版 | 第2章 16頁 | 第5.6章 58頁 | 第3,4章 52頁 | 第7章 18頁 |
| 平均 | 13頁 | 63頁 | 49頁 | 23頁 |

「政治学」と「法律学」の双方の対象領域を混在型に記述されている。

ベースは、部・章のタイトルからも読み取れるように、政治現象であるが、②内部を厳密に「政治学」の箇所と「法律学」の箇所に分離するのは、事実上、困難である。前述したように、「政治学」と「法律学」は各々、独自の学問ディシプリンを有する別の学問であるが、親密性も有している。筆者はⅢにおいて、「法学(日本国憲法を含む)」の履修を前提とすれば、「政治学」と「法律学」の代替性については、容認できなくもないと述べたが、このような教科書の内容の構成が、その由縁である。②は、ページ数において、一番のウェイトを占めているが、「政治学」と「法律学」の2学問の領域が、混在型で詰め込まれているからなのである。

続いて、③の経済領域について、教科書の内部を具体的に見ることとする。筆者は、先に、③について、「(一部に「法律学」的要素も有り)」と記した。まず、この点からみることとする。③に相当する部・章のタイトルが、「私たちの生活と経済」(清水書院)、「わたしたちの暮らしと経済」(教育出版)、「豊かな暮らしをきざぐ」(日本書籍)などという具合に、中学校公民の教科書においては、日常生活とのかかわりを軸に経済現象を論じ

ているため、大学の「理論経済学」とは異なり、経済活動としての日常生活を営んでいくために不可欠な経済理論外の要素も、③には記述されている。具体的には、概して5つに大別できると言える。第一は、企業の形態、特に株式会社の定義・説明に際して、商法関係の記述である。第二は、労働・社会政策の箇所において、労働法関係の記述である。第三は、消費者の権利や保護に関する箇所において、その関連の法・制度の記載である。第四は、独占・寡占の規制に際して、いわゆる独占禁止法などの経済法の記述である。第五は、財政にかかわる記載箇所である。財政自体が、政府の経済活動ということから鑑みると、政治現象や法制度と全く切り離して論じることはできないが、この③においては、経済学的側面からの財政の記述という次元と平行して、②との連続性をもたせる形で、日本国憲法の展開のプロセスとして、民主政治の経済的側面からの実現という視点からも、財政が位置付けられている。これらの点が、筆者が③を「経済学」のみに対応させなかった理由である。

だが、③は、あくまでも、「経済学」をベースに記載されている。各教科書ともに、ミクロ経済学の理論に従い、「完全競争市場」における価格の働きによる需給均衡について説明し、競争の有

用性について説明している。それと平行して、市場経済を構成している家計の行動原理、主要な企業形態である株式会社の行動原理、そして、貨幣の役割を述べている。続いて、有限な資源の最適配分を実現できる「完全競争市場」の限界について触れ、いわゆる「市場の失敗」のうち、特に、独占・寡占の弊害についての記載が見られる。このように、ミクロ経済学の理論に従い、市場経済の機能とその限界について、ある程度、理論的に考察した上で、現実経済についての記述が展開されている。教科書により、展開に仕方により若干の差異は見られるが、基本的には、2つの軸によって、構成されていると言える。第一の軸は、産業や分野別毎に、市場経済の限界から生ずる問題の記述とそれに対する経済政策・社会政策の内容である。第二の軸は、政府自身の経済活動と所得の再分配である。「福祉社会と財政」(帝国書院)、「国民生活と福祉」(日本文教出版)、「政府の役割と国民福祉」(清水書院)、「福祉と環境を守る政府の役割」(教育出版)などという具合に、各教科書ともに、昨今の社会保障制度の危機的状況を反映してか、財政の記述については、財政による所得の再分配機能による福祉の維持・充実の側面に重点を置いて記述が展開されている。先に、筆者は、財政の記述なり分析に際しては、政治・法律を完全に切り離すことは不可能であると記したが、中学校公民の教科書における財政を取り上げる部・章においては、どの側面を中心に記載されているのかということを見ると、上述したように、経済現象を中心に、すなわち、広義の「市場の失敗」としての所得の再分配機能を主軸に、記述が展開されているのである。他の経済政策・社会政策に関する記述も同様であり、法律も、法律自身の解釈という側面からではなく、経済現象に埋め込まれる形で、市場経済内の装置として位置付けられているのである。

以上のように、③については、純「経済学」という内容ではないが、基本的には、市場経済を基盤とする経済現象の枠の中に、関連する法律を装置として内部化して論じられている。よって、③は、事実上、「経済学」という1学問のみをベースとして記載されていると言っても過言ではないと言える。このように定義すると「経済学」は、単独で49ページを教科書内で占めることとなり、

1学問ディシプリンとして、中学校公民の教科書の中で、豊富で正確に知識を生徒に教授していくためには、一番多量の知識が求められる学問であると言える。

最後に、教育職員免許法施行規則において、「経済学」と代替性をもって組み合わせられている「社会学」についてみることにする。Ⅲにおいて述べたように、「社会学」は、さまざまな社会現象・活動・空間が混在する人間の共同生活空間を分析対象とする学問であるため、その考察対象は、広範であり、中学校公民の教科書が取り上げている項目全てが、その分析対象となりうるとも言えよう。しかし、現象としては、「社会学」の守備範囲になりえても、前述したように、②～④は、各々「経済学」「政治学」「法律学」「国際関係論」の理論と方法を以って分析された結果に基づいて記述されている。特に、③の経済現象についての記述は、明らかに「ミクロ経済学」と「マクロ経済学」「財政学」の理論と枠組みに基づいて構築されている。よって、「ミクロ経済学」と「マクロ経済学」からなる「経済学(経済理論)」を学ぶことなくして、「経済社会学」を学んでいたとしても、「ミクロ経済学」と「マクロ経済学」をベースに展開されている③の箇所の充実した教育サービスができることは、とても思えない。現行の中学校公民の教科書で、「社会学」のみが、充実した教育サービスを提供する上で力を発揮するのは、ページ数的にも一番ウェイトが少ない①の「個人と社会、ならびに、家族とのかかわり」の箇所のみであろう。当然、①については、「経済学」を十分に修得していても、「社会学」や「倫理学」を学ぶことなしには、十分な教育サービスを提供できないことは言うまでもない。

V. 結論

以上みてきたように、中学校公民を豊富で正確な知識を有して、十分な教育サービスを行うためには、「経済学」の履修が不可避なことであるということが、断言できるであろう。誤解がないように付け加えると、教育職員免許法施行規則において、「経済学」と代替性をもって組み合わせられている「社会学」を軽視しているのではない。本稿では一貫して、「社会学」の重要性は十二分ほ

ど主張してきたつもりである。あくまでも、本稿において、筆者が強調して問題としてきたことは、「経済学」が未履修でも中学校社会の普通教員免許状が取得できてしまうことであり、更に、「経済学」が未履修でも免許状が授与される法的根拠が「社会学」の履修であるということである。

「経済学」と「社会学」は、全く異なる学問である。「社会学」のみを十二分に学んでも、中学校公民の教科書の経済の箇所でも登場する最も基本モデルである「完全競争市場」における需給均衡モデルを構成する需要曲線と供給曲線がどのように導出されているのかは、理解できていないであろう。経済学を学んだ者の立場からすると、それでは、市場における価格の役割についての理解が浅すぎ、結果的にグラフを読みこなせず、誤ったことを教授する可能性が高いと言える。何よりも、ベースとなっている、それも、物理学のように数学的に論理的に記述されている経済理論を知ることなしに、学習することは、教師自身が、事実の羅列としてしか経済現象を理解することができず、結果的には、次世代を担う生徒たちにも、人類の先人たちが築き上げてきた経済理論という英知の片鱗でさえも伝えられないという不幸を招くことになるのである。更に、こうした事実上の無免許状態的な教師による論理的ではない授業や誤った知識を注入された生徒の多くは、どこかで修正しない限り、おそらくは、積極的に経済現象に学問的に目を向けることを行わなくなり、ひいては、前述したように、経済現象が、日常生活・社会活動の最も基本となる避けては通れないものであるだけに、生徒の将来生活・人生設計にも多大な損害を与える可能性があるのである。

更に、教育職員免許法施行規則では、第一覧に「社会」とあり、その下に、第二欄の「教科に関する科目」が位置付けられ、「日本史及び外国史」から「哲学、倫理学、宗教学」までが記載されている。Ⅱで述べたように、中学校の「社会」の教科書は、「歴史」「地理」「公民」に分かれているが、免許法上は、一括して「社会」、すなわち、「歴史」「地理」「公民」のどの領域を教授するに際しても、まんべんなく必要とされる最低限の知識として、第二欄の5組の学問の組み合わせを法定していると法律上の解釈という側面よりも、学問論の側面から、筆者は、解釈している。筆者は、Ⅱにおい

て、「公民」で取り上げられている人文・社会現象こそが、基礎であり、「歴史」「地理」とともに方法・視角を変えて、経済・政治・法律・倫理など「公民」が守備範囲とする領域を取り上げているのであると述べた。その上で、「公民」を構成する諸学問の中でも、経済現象こそが、クオークのような存在であり、最も社会を構成する基本要因であると位置付けた。このように考えると経済現象に対する正確な理解が、「歴史」「地理」の各々を正確に理解するうえでも欠かせない学問的基礎になると言える。よって、「社会」で取り扱う全領域の最も基盤となっている経済現象を固有の研究対象領域として分析している「経済学」の履修こそが、正確で豊富な知識を有し、それらを学問的に論理的に、次世代を担う生徒たちに教授できる教師の育成にとって不可欠なことなのである。

以上のことから、教育職員免許法施行規則の第一章第三条に法定された中学校教諭の普通免許状の「社会」の授与を受ける場合の第二欄・第三欄に法定されている「教科に関する科目」の規定のうち、「社会学、経済学」二単位を改め、少なくとも「経済学」を単独で必須と改正すべきなのである。

しかし、法令の改正は、現実問題として難しい面がある。更に、筆者が主張するように、少なくとも「経済学」が単独で必須化されたとしても、制度改正後に教員免許状を取得した者はよいが、既に、現行制度の下で教員免許状を取得した「経済学」未履修者の問題は何かも解決されない。

そこで、筆者は、無資格状態教師を有資格者にレベルアップさせ、次世代を担う生徒がより正確に経済現象に対して科学的な目を向けられるようにするためには、各教育委員会なり、各学校単位で、まずは、「経済学」未履修の社会科教師を正確にリストアップし、その上で、大学にて「経済学」を履修し、単位を取得することを義務付けることを提言する。その方法としては、放送大学を代表とする通信教育による学習、ならびに、各都道府県の教育委員会などが働きかけることにより、夏季期間中などに、近隣の大学にて、集中講義などを開講してもらうなどが考えられる。ただ、費用の負担、勤務時間の問題など教育学者ではない筆者にとっては実現のためにはクリアしなければならない多数の問題に対する道筋を示すこと

はできないが、ただ、一点、自信を持って断言できることは、「経済学」未履修教師は、独学で経済理論をそれなりに学んでいない限り、決して、大学卒業相当の経済現象に対する科学的な知識を有することなしに教育サービスを行っているということである。

主要参考文献

福岡正夫『経済学の考え方』泉文堂 1978年
岩見和彦ほか編『基礎 社会学 増補版』福村出版
1994年

富永健一編『社会学講座 8 経済社会学』東京大学出版会 1974年

謝辞

本稿の構想の段階で、広島大学大学院教育学研究科の田中春彦先生と朝倉淳先生のご助言を得た。また、中学校公民の教科書の入手に際しては、初等カリキュラム開発講座図書室の佐々木理絵さんの協力を得た。ここに記して、深く感謝申し上げます。